

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



# 長崎県公報

## 目 次

◎ 規 則	所管課(室)名
○長崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則	地 域 環 境 課
◎ 告 示	
○長崎県環境影響評価技術指針の一部改正	地 域 環 境 課
・長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更	漁 業 振 興 課
・道路の供用開始	道 路 維 持 課
◎ 公 告	
・土地改良区の役員の就退任(2件)	農 村 整 備 課
◎ 公安委員会告示	
・遊泳区域の指定	地 域 課

## 規 則

長崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年6月25日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県規則第3号

長崎県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県環境影響評価条例施行規則(平成26年長崎県規則第9号)の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第23号まで及び様式第25号の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

## 告 示

### 長崎県告示第85号

長崎県環境影響評価技術指針(平成12年長崎県告示第599号)の一部を次のように改正し、令和元年7月1日から適用する。

令和元年6月25日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第2章 各論	第2章 各論

対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（項目、方法、地域、地点、期間等）については、環境要素ごとに以下に示すとおりとする。

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境要素	調査及び予測の手法
大気汚染	1 調査 (1) 略 (2) 調査方法 ① 大気質の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。 現地調査は、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）その他環境庁の告示若しくは通達で示されている方法及び日本産業規格に定める方法又はその他適切な方法による。 ②及び③ 略 (3)～(5) 略 2 略
略	
水質汚濁	1 調査 (1) 略 (2) 調査方法 ① 水質等の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。 現地調査は、次に掲げる方法又はその他適切な方法による。 ア 公共用水域の水質 ㍿ 略 イ 測定方法 次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。 a～e 略 f 「日本産業規格」に定める方法及びウ 略 ②～④ 略 (3)～(5) 略 2 略
略	
2～5 略	

対象事業に係る環境影響評価の調査及び予測の手法（項目、方法、地域、地点、期間等）については、環境要素ごとに以下に示すとおりとする。

1 環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素

環境要素	調査及び予測の手法
大気汚染	1 調査 (1) 略 (2) 調査方法 ① 大気質の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。 現地調査は、「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第25号）、「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年環境庁告示第38号）、「ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年環境庁告示第4号）、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準について」（平成11年環境庁告示第68号）その他環境庁の告示若しくは通達で示されている方法及び日本工業規格に定める方法又はその他適切な方法による。 ②及び③ 略 (3)～(5) 略 2 略
略	
水質汚濁	1 調査 (1) 略 (2) 調査方法 ① 水質等の状況 文献その他の資料及び現地調査による情報の収集並びに当該情報の整理及び解析による。 現地調査は、次に掲げる方法又はその他適切な方法による。 ア 公共用水域の水質 ㍿ 略 イ 測定方法 次に掲げる方法から項目に応じて適切なものを選定する。 a～e 略 f 「日本工業規格」に定める方法及びウ 略 ②～④ 略 (3)～(5) 略 2 略
略	
2～5 略	

長崎県告示第86号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により、長崎県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成11年長崎県告示第1268号）の一部を次のとおり変更し、令和元年6月25日から適用する。なお、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和元年6月25日

長崎県知事 中村 法道

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量は、以下のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。</p> <p>(1) 第一種特定海洋生物資源の2018年（平成30年）7月から2019年（平成31年）6月の知事管理量は以下のとおりである。</p> <p>【まさば及びごまさば】</p> <p style="text-align: center;"><u>34,000トン</u></p> <p>(注) 略</p> <p>【さんま】 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p>	<p>2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項</p> <p>第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量は、以下のとおりとする。ただし、くろまぐろの漁獲可能量は別に定めるものとする。</p> <p>(1) 第一種特定海洋生物資源の2018年（平成30年）7月から2019年（平成31年）6月の知事管理量は以下のとおりである。</p> <p>【まさば及びごまさば】</p> <p style="text-align: center;"><u>32,500トン</u></p> <p>(注) 略</p> <p>【さんま】 略</p> <p>(2)及び(3) 略</p>
<p>3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項</p> <p>第一種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海区別又は期間別の数量については、以下のとおりとする。ただし、くろまぐろは別に定めるものとする。</p> <p>(1) 第一種特定海洋生物資源の2018年（平成30年）7月から2019年（平成31年）6月の知事管理量の、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりである。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。</p> <p>また、資源に対する漁獲圧力が小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。</p> <p>【まさば及びごまさば】</p> <p style="text-align: center;">中型まき網漁業      <u>32,400トン</u></p> <p>(2) 略</p> <p>【まあじ】及び【まいわし】 略</p> <p>(注1) <u>まあじ、まいわし、まさば及びごまさばについて、農林水産大臣により、2に定める知事管理量に変更された場合には、当該知事管理量から留保枠を除いた数量に、それぞれ次の割合を乗じて得た数量（100トン未満の端数は切り上げる。）とし、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とする。</u></p>	<p>3 第一種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項</p> <p>第1種特定海洋生物資源ごとの知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海区別又は期間別の数量については、以下のとおりとする。ただし、くろまぐろは別に定めるものとする。</p> <p>(1) 第一種特定海洋生物資源の2018年（平成30年）7月から2019年（平成31年）6月の知事管理量の、採捕の種類別に定める数量は以下のとおりである。なお、海域別及び期間別の数量は定めない。</p> <p>【まさば及びごまさば】</p> <p style="text-align: center;">中型まき網漁業      <u>30,900トン</u></p> <p>(注) <u>採捕の種類別の数量（以下、「当該数量」という。）の消化率が9割に達し、又は超えるおそれが大きいと認められる場合には、当該数量は上記に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量として、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は留保枠から割当てた数量を加えた数量とする。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>【まあじ】及び【まいわし】 略</p>

<p>まあじ：90.5% まいわし：99.6% まさば及びごまさば：96.5%</p> <p>(注2) 採捕の種類別の数量（以下「当該数量」という。）の消化率が9割に達し、又は超えるおそれ大きいと認められる場合には、当該数量は上記に掲げる数量に、留保枠を上限として知事が定める数量を加えて得た数量として、県がその内容を公表するものとする。当該公表がなされた場合は、上記に掲げる数量は公表された数量とする。</p> <p>4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項は以下のとおりとする。なお、くろまぐるは別に定めるものとする。 【まあじ】～【するめいか】 略</p>	<p>4 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項 第一種特定海洋生物資源の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項は以下のとおりとする。なお、くろまぐるは別に定めるものとする。 【まあじ】～【するめいか】 略</p>
---	--

**長崎県告示第87号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和元年6月25日

長崎県知事 中村 法道

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 382号	対馬市巖原町日吉241番6地先から 対馬市巖原町中村596番地先まで	令和元年6月25日

**公 告**

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、御厨土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和元年6月25日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
勝 村 義 光	松浦市御厨町池田免50番地	内 野 國 雄	松浦市御厨町池田免343番地

**土地改良区の役員の就退任（公告）**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、生月土地改良区から次のとおり役員の就退任の届出があった。

令和元年6月25日

長崎県知事 中村 法道

就 任 役 員 理 事		退 任 役 員 理 事	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
内 山 常 満	平戸市生月町壺部4876番地2	谷 本 健 市	平戸市生月町壺部4874番地
百 村 政 好	平戸市生月町壺部4800番地	大 浦 三千雄	平戸市生月町壺部4806番地
大 川 憲 博	平戸市生月町山田免1166番地	吉 元 九州男	平戸市生月町壺部3708番地
田 中 穂 積	平戸市生月町壺部4429番地	田 中 繁	平戸市生月町壺部4995番地1
江 口 禎 治	平戸市生月町壺部5113番地2	百 村 政 好	平戸市生月町壺部4800番地
大 石 義 光	平戸市生月町壺部5306番地	大 石 義 光	平戸市生月町壺部5306番地
吉 村 和 好	平戸市生月町里免3371番地	吉 村 和 好	平戸市生月町里免3371番地
就 任 役 員 監 事		退 任 役 員 監 事	
岡 本 量 次	平戸市生月町里免3961番地	岡 本 量 次	平戸市生月町里免3961番地
谷 本 雅 嗣	平戸市生月町壺部4710番地	谷 本 雅 嗣	平戸市生月町壺部4710番地

## 公安委員会告示

### 長崎県公安委員会告示第7号

遊泳者、プレジャーボート利用者等の事故防止に関する条例（平成4年長崎県条例第53号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和元年6月25日

長崎県公安委員会委員長 中部 憲一郎

番号	海水浴場の名称	所 在 地	遊 泳 区 域	指 定 期 間
1	伊王島海水浴場	長崎県長崎市伊王島町一丁目2129番地	「伊王島海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月15日 ～ 令和元年9月30日 (78日間)
2	大崎海水浴場	長崎県東彼杵郡川棚町小串郷290番地	「大崎海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月21日 ～ 令和元年8月25日 (36日間)
3	白浜海水浴場	長崎県佐世保市俵ヶ浦町3494番地	「白浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月13日 ～ 令和元年8月20日 (39日間)
4	千里ヶ浜海水浴場	長崎県平戸市川内町55番地地先	「千里ヶ浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月1日 ～ 令和元年8月31日 (62日間)

5	根獅子海水浴場	長崎県平戸市大石脇町187番地5	「根獅子海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月1日 ） 令和元年8月31日 (62日間)
6	高浜海水浴場	長崎県五島市三井楽町貝津字鋸場1030番地9地先	「高浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月13日 ） 令和元年8月25日 (44日間)
7	高井旅海水浴場	長崎県南松浦郡新上五島町奈良尾郷965番地3	「高井旅海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月1日 ） 令和元年8月31日 (62日間)
8	筒城浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城仲触2100番地地先	「筒城浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月13日 ） 令和元年9月1日 (51日間)
9	大浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城東触1622番地1地先	「大浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月13日 ） 令和元年9月1日 (51日間)
10	錦浜海水浴場	長崎県壱岐市石田町筒城東触842番地16地先	「錦浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月13日 ） 令和元年9月1日 (51日間)
11	大島海水浴場	長崎県壱岐市郷ノ浦町大島398番地地先	「大島海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月13日 ） 令和元年9月1日 (51日間)
12	塩樽海水浴場	長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良東触2786番地2地先	「塩樽海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月13日 ） 令和元年9月1日 (51日間)
13	小水浜海水浴場	長崎県壱岐市郷ノ浦町渡良南触15番地地先	「小水浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月13日 ） 令和元年9月1日 (51日間)
14	里浜海水浴場	長崎県壱岐市郷ノ浦町里触316番地地先	「里浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月13日 ） 令和元年9月1日 (51日間)
15	串山海水浴場	長崎県壱岐市勝本町東触2625番地6地先	「串山海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月13日 ） 令和元年9月1日 (51日間)



16	辰ノ島海水浴場	長崎県壱岐市勝本町東触2790番地1地先	「辰ノ島海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月13日 ～ 令和元年9月1日 (51日間)
17	清石浜海水浴場	長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦636番地32地先	「清石浜海水浴場」の遊泳場の区域のうち長崎県公安委員会の遊泳区域の標識により区画された区域	令和元年7月13日 ～ 令和元年9月1日 (51日間)

発行者  
長崎県  
長崎市尾上町三番一号

電話代表  
直通表  
(八二四)  
二一一一  
二一一四

印刷所  
長崎市樺島町八番十二号

株式会社  
寺クイック  
田クプリン  
宏ト  
弥ト